

周産期母子医療センター等における妊婦健康診査未受診妊婦の状況について

経緯

- 平成21年8月から開始した周産期搬送コーディネーターによる搬送調整の事例(119番通報)のうち、かかりつけ医の対応が不可の理由が「**妊婦健康診査未受診である妊産婦が約40%**」を占めることが明らかになった。
- 未受診妊婦については、妊娠経過に関する情報が少なく、出産時の母体及び新生児の安全が確保しにくいこと、妊娠出産に対する意識が低く、出産後の子育てにも影響が出やすいことなど、**いわゆる医学的にも社会的にもハイリスクである場合**が多い。
- これら、母体搬送された未受診妊婦の状況を把握するための調査を実施し、今後の妊婦健診未受診者対策の検討材料とする。

調査対象

1 周産期搬送コーディネーター取扱事例

平成21年8月31日～平成22年12月末の一般通報のうち、かかりつけ対応不可の理由が

- ①通常の妊婦健診を受けずに分娩又は入院に至った妊産婦
- ②全妊娠経過を通じての妊婦健診受診回数が3回以下
- ③最終受診日から3ヶ月以上の受診がない妊産婦

のいずれかに該当すると判断され、「**未受診**」として搬送調整した事例 **111件** (周産期センター19施設+連携病院等10施設)

2 周産期母子医療センター・周産期連携病院からの事例

毎月報告される患者取扱実績において「未受診妊婦受入件数」に計上された件数のうち平成22年4月～11月末に**受け入れた事例 48件** (周産期センター42件+連携病院6件)

主な調査項目 (別添調査票参考)

①医学的内容

ア 母

- ・年齢、週数、経産回数、分娩形式、分娩場所、産科傷病名 等

イ 児

- ・出生体重、新生児傷病名、NICU・GCUへの入院状況 等

②社会的內容

- ・母の国籍、妊婦健診の有無(無の場合はその理由)、母子健康手帳の有無 等

③行政等の関与

- ・母の退院・養育に関する行政の関与の有無と関与した行政機関 等

未受診妊婦の状況

【回答数】 130件

(コーディネーター取扱事例103件、その他27件)

1 母の年齢(図1)

25歳未満が45.4%で、都人口動態統計(H21)の7.6%と比較して多い

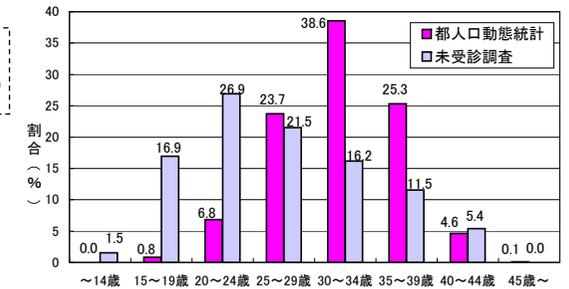


図1 母の年齢

2 分娩形式と分娩場所

- ・83.8%が経膈分娩であるが、全体の33.8%が墜落産
- ・病院での出産は64.8%、自宅等医療機関以外での出産は35.2%

3 母の合併症

重症妊娠高血圧症候群は9.2%で、都実態調査(H21)(周産期母子医療センター・周産期連携病院分)の2.0%と比較して多い

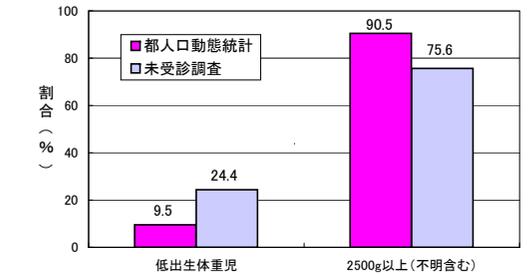


図2 出生体重

4 母の国籍

外国人出生数が15.7%で、都人口動態統計(H21)の1.1%と比較して多い

5 出生体重(図2)

低出生体重児の割合が24.4%で、都人口動態統計(H21)の9.5%と比較して多い

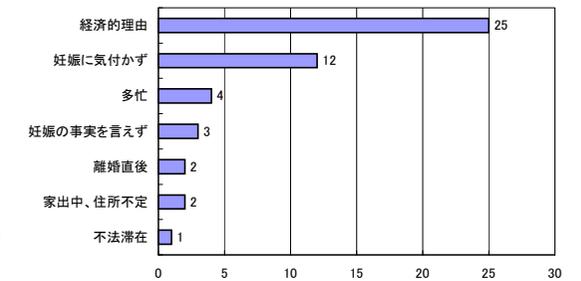


図3 未受診の理由

6 未受診の理由(重複回答有)(図3)

経済的理由が25件(19.2%)、妊娠に気付かずが12件(9.2%)と多い

今後の課題

- 医療機関の医師・助産師・看護師等の指導を通じた再発防止
- 医療機関に対する、要保護児童対策協議会等、行政機関等の情報の提供
- 妊婦健康診査未受診妊婦を受診につなげるための方策